

## 第34回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日(水) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室
3. 出席委員  
農業委員(15名)  
会長 2番 安原 義之  
委員 1番 尾崎 香      3番 関原 正晴      4番 飯塚 淳一  
5番 山下 利秋      6番 市川 政一      7番 清水 輝男  
8番 霜鳥 勝範      9番 丸山 光浩      10番 高橋 敏明  
11番 生井 一広      13番 内田 芳昭      14番 丸山 嘉之  
16番 竹田 賢一      17番 宮尾 俊一
4. 欠席委員  
農業委員(2名) 12番 渡邊 春男      15番 竹内 則孝
5. 提出議題  
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について  
報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
報告第42号 次期農業委員について  
報告第43号 妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会について  
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第53号 農用地利用集積計画について
6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員  
事務局長 西條 保      事務局次長 大沢光紀      係長 山口 修      主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、15名です。  
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 12月7日～8日にかけて、農業委員会上越地区協議会の先進地視察で、事務局と一緒に村上市へ行ってきました。内容につきましては村上市内の農業法人の視察と昨年の豪雨災害の復旧現場の視察が主なものでした。被災現場は、復興途中でありまだまだ大変な状況であると実感した次第です。

先日まで開催されておりました12月妙高市議会において人事案件として、次期農業委員の任命同意について上程された訳ですが、市議会から同意を得たところであります。私自身もあと数ヶ月となりましたが、一生懸命務めて参りたいと思います。

この後の主要会務報告でも報告があるかと思いますが、1月、2月も会議が多数入って来ております。3月には新潟県農業会議の総会も予定されております。

本日は欠席者も数名いらっしゃいますが、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。それでは座らせていただき早速会議を進めたいと思います。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第34回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。7番の清水輝男（しみず てるお）委員、8番の霜鳥勝範（しもとり かつのり）委員、よろしくをお願いします。

本日の議題は、報告事項が5件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

報告第42号 次期農業委員について

報告第43号 妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会について

以上、事務局より、報告事項5件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

11月に届出がありました合意解約は、13件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、6番、7番、12番以外につきましては「他の人に貸す」ということで先月の総会及び今月の総会に上程されているものです。

なお、6番と7番は、売買に向けた準備を進めているものであり、12番は、今月の総会に上程されるものです。

次に3ページ、報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

11月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

なお、結果を法務局へ回答したところです。

事務局 次に4ページ、報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

11月の届け出は、相続件数は12件、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に5ページ、報告第42号 次期農業委員について、です。

先に開催されました妙高市議会12月定例会において、任命同意をいただいた次期農業委員17名の名簿になります。

名簿ですが受付順に記載しており、右端に新規・継続の別ということで、継続委員が9名、新規委員が6名、推進委員からの転任が2名となります。

なお、委員の任期は令和6年3月27日からの3年間となります。

次に6ページ、報告第43号 妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会について、です。

次期農地利用最適化推進委員を選出するため、評価委員会を開催するものです。

運営規則の規定に基づき現行の区域割での農業委員7名に会長を加えた8名としております。

なお、委員の選出にあたっては、地区ごとに在任期間の長い委員さんを選出しています。在任期間が同じ場合は経営面積の多いかたを選出しております。

最後になりますが、委員の方へは別途ご案内を差し上げますが、評価委員会への出席をよろしくお願いいたします。

以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。  
無いようですので、報告事項5件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、は7ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大崎町地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計：529㎡であります。

位置図は、資料No.3 12ページをご覧ください。

なお、申請地は登記地目が田ですが、譲受人は畑での耕作管理されている土地で、申請地は、現在、譲渡人2人と譲受人と譲受人の母の4人で持分1/4ずつを所有している共有名義の土地で、譲渡人2人から、今後も耕作管理できないことから、譲受人に持分の所有権を譲りたい旨協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に無償での贈与により譲受人に持分所有権を譲り渡し、実際に耕作管理している譲受人が3/4、譲受人の母が引き続き1/4の所有権を持分として所有したいものです。

2番については、申請地は、大字両善寺地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：286㎡であります。

位置図は、資料No.4 13ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の自宅・寺院の隣接地で、譲渡人の母が亡くなり、譲受人が相続してからは実質的に譲受人が管理してきた農地で、今後も耕作管理できる見込みがない譲受人と協議したところ、このたび協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

事務局 3番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：  
312㎡であります。

位置図は、資料No.5 14ページをご覧ください。

申請地は、登記地目は田ですが、譲渡人所有の農業用倉庫が整備されていて、過去に整備の手続きがされ農業用施設用地として管理されているとともに、農業振興地域内の農業用施設用地として指定されている土地で、譲受人の耕作地の隣接地で利便性の良いことから、市内転居した譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番については、担当委員が欠席につき、事務局の説明のみとし、1番と3番について委員よりお願いします。

委員 1番について説明します。12月8日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。12月8日、事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第50号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、許可することに決定しました。

次に、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は8ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は、末広町地内、登記地目：田が1筆、登記地積178㎡です。

位置図は、資料No.6 15ページをご覧ください。

事務局 申請地の農地区分は、周辺を道路、住宅や河川等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、先月の議案となった農地法第3条の許可申請の際に、譲り受ける農地の周辺の土地についても調査したところ、既に譲受人が自宅の庭として整備した土地の一角が今回の申請地が、所有権移転がされておらず、かつ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、庭の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備した当時、未整備の農地で境界が曖昧で、わからなかったもので、整備時に申請があれば許可できる場所・内容であるとともに、農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。12月8日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第51号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は、許可することに決定しました。

次に、議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願については、9ページをご覧ください。

今月の確認願は、1件です。

事務局 申請地は、大字猪野山地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計：3,174㎡であります。

位置図は、資料No.7 16ページをご覧ください。

今回の確認願は、所有者は市外在住で、自己所有地について調べたところ、申請農地が非農地化していることから、今回の申請に至ったものです。

申請地は、過去の採石場の隣接地で、土壤に多くの石が含まれていて、耕作を再開できる状態ではないことを確認するとともに、最低でも50年以上耕作放棄され、周囲とともに原野化し、現在に至っていることを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、所有者の状況からも、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 担当委員の説明につきましては、担当委員が欠席ですので事務局の説明のみとします。それでは、議案第52号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は、許可することに決定しました。

次に、議案第53号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第53号のうち、56番から89番については、農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。最初に、56番から89番を除く1番から55番までの55件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページ、議案第53号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。今月は、新規設定49件、再設定39件、所有権移転1件の合計89件です。

はじめに1番から55番について説明します。

1番から25番につきましては新規設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

続きまして、20ページ26番から24ページ55番につきましては、再設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第53号のうち、1番から55番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち1番から55番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号のうち1番から55番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち、56番と57番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち56番と57番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 56番と57番については新規設定です。契約内容は、賃貸借となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第53号のうち、56番と57番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち56番と57番について採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号のうち、56番と57番については、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち58番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議 長 議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち58番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、25ページ58番につきましては、再設定です。  
契約内容は、賃貸借となっております。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま  
す。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第53号のうち、58番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第53号 農用地利用  
集積計画について、のうち58番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号のうち、58番については、市長に要請  
することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち59番から  
89番については、わたくしに関する案件であります。農業委員会法第31条の規定によ  
る「議事参与の制限」に該当するため、市川職務代理に議長を交代し退席します。

< 委員 退席 >

議案第53号 農用地利用集積計画について、のうち59番から89番について上程し  
ます。事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページ59番から33ページ89番について説明します。  
59番から66番につきましては、再設定です。  
契約内容は、賃貸借となっております。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま  
す。  
26ページ67番につきましては所有権移転です。  
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は無償  
ですが、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま  
す。  
27ページ68番から33ページ89番につきましては、新規設定です。  
契約内容は、中間管理事業による貸付です。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第53号のうち、59番から89番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第53号 農用地利用  
集積計画について、のうち59番から89番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】



議 長      ご異議なしと認めます。よって、議案第53号のうち、59番から89番については、市長に要請することに決定しました。  
             それでは、委員の退席を解除します。

＜ 委員 復席 ＞

             議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第34回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和6年1月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印